

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年9月16日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和2年3月8日 13時30分ごろ
発生場所	長崎県長崎市そとめ漁港（黒崎地区）南西方沖 能瀬灯標から真方位290° 2.5海里付近 （概位 北緯32° 49.1′ 東経129° 41.0′）
インシデントの概要	プレジャーボート <sup>のぶ</sup> 信丸は、帰航中、主機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年3月10日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 信丸、2.0トン
船舶番号、船舶所有者等	292-24386長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2～3、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、親族及び友人の2人を乗せ、釣り場を出発して帰航中、主機が停止し、船長が、燃料タンクの燃料油がなくなっていることを認め、118番通報を行い、来援した巡視艇にえい航された。</p> <p>船長は、出港時に燃料油が燃料タンクに半分程度残っていることを確認していたが、燃料タンクの容量を知らなかったため、燃料油の保有量を把握していなかった。</p> <p>船長は、本船を購入して回航後、本インシデント時が最初の航海で、燃料消費量を把握していなかった。</p>
分析	本船は、船長が出港時に燃料油の保有量及び燃料消費量を把握していない状態で帰航中、燃料油がなくなったことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、船長が出港時に燃料油の保有量及び燃料消費量を把握していない状態で帰航中、燃料油がなくなったため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・燃料油の保有量及び燃料消費量を把握し、出港する際には十分な燃料を搭載すること。